

厚生文教委員会議事日程表

日 時 : 令和6年10月16日(水) 午前10時

場 所 : 市議会委員会室

○報告事項……………組織機構及び職員紹介について

議事	種 別	番号	件 名	摘 要
1	議 案	59	大阪府後期高齢者医療広域連合規約の変更に関する協議について	P. 69
2	議 案	60	和泉市地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について	P. 73
3	議 案	61	和泉市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について	P. 77
4	議 案	62	和泉市立小学校、中学校及び義務教育学校設置条例の一部を改正する条例制定について	P. 80
5	議 案	63	令和6年度和泉市一般会計補正予算(第4号)【厚生文教所管分】	P. 83
6	議 案	64	令和6年度和泉市国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)	P. 91
7	議 案	65	令和6年度和泉市介護保険事業特別会計補正予算(第1号)	P. 95

分割付託案件内訳

※ 議案第63号 令和6年度和泉市一般会計補正予算(第4号)

○歳出のうち

3 款 民生費

9 款 教育費

【速報版】校正前原稿のため公式な記録ではありません。

出席委員（8名）

委員 長	浜田 千秋	副委員 長	友田 博文
委員	大浦 まさし	委員	坂本 健治
委員	原 重樹	委員	岡田 勉
委員	末下 広幸	委員	北川 美穂

オブザーバー（2名）

議長	関戸 繁樹	副議長	吉川 茂樹
----	-------	-----	-------

説明のため出席した者の職氏名

市	長	辻 宏 康
副市	長	森 吉 豊
副市	長	吉田 康 人
教 育	長	大槻 亮 志
参	与	並 木 敏 昭
福 祉 部	長	西川 加 恵
市 民 生 活 部	長	立花 達 也
子 育 て 健 康 部	長	藤原 一 也
教育次長兼生涯学習部長		辻 公 伸
教育・こども部長		東 直 樹
教育・こども部教育指導監		上 田 茂 幸

備考 各次長級以下の職員は、議案説明等の必要に応じて出席させる。

職務のため出席した者の職氏名

事務局 長	井 阪 弘 樹	事務局次長兼総務課長	藤 原 準
総務課長補佐	上 岡 繁	総務課議事調査係主任	久 保 紗都子
総務課議事調査係主事	但 馬 慧 哉		

(午前10時00分開会)

◎開会宣告

○浜田千秋委員長 おはようございます。

委員の皆様には御出席いただきまして、誠にありがとうございます。

ただいまの出席委員は全員出席しておりますので、これより厚生文教委員会を開会いたします。



◎市長挨拶

○浜田千秋委員長 それでは、ここで市長の挨拶を願います。

市長。

○辻 宏康市長 皆様、おはようございます。

厚生文教委員会の開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

浜田委員長、友田副委員長をはじめ委員皆様方には御出席をいただき、また関戸議長、吉川副議長には御臨席をいただいておりますことに、心から厚くお礼を申し上げます。

本日は、福祉部、市民生活部、子育て健康部及び教育委員会に関連いたします所管事項のうち、本委員会に付託されました諸議案を御審査いただきます。

案件の内容等につきましては、各担当より御説明申し上げますので、何とぞよろしく御審査の上、御決定賜りますようお願い申し上げます。

以上、誠に簡単ではございますが、開会に当たりましての挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくようお願い申し上げます。

○浜田千秋委員長 市長の挨拶が終わりました。



◎組織機構説明及び職員紹介

○浜田千秋委員長 議事に入る前に、報告事項として、理事者より組織機構説明及び職員紹介についてお願いいたします。

はい、どうぞ。

○並木敏昭参与 参与の並木です。

厚生文教委員会所管の課長級以上の職員を紹介させていただきます。

厚生文教委員会関係行政機構図を御覧願います。

まず、私、参与の並木でございます。どうぞよろしくお願いたします。

以降、順次、各所属長から組織機構説明並びに職員紹介をさせていただきます。

○浜田千秋委員長 はい、西川部長。

○西川加恵福祉部長 部長の西川でございます。

福祉部の組織機構並びに職員の紹介をさせていただきます。

厚生文教委員会関係機構図の1ページと2ページをお願いいたします。

まず、組織機構につきましては、福祉総務課、高齢介護室、障がい福祉課、生活福祉課、広域事業者指導課の1室4課体制となっております。なお、職員数につきましては102名でございます。

次に、課長級以上の職員を紹介させていただきます。

(職員紹介)

○浜田千秋委員長 はい、市民生活部長。

○立花達也市民生活部長 市民生活部長の立花です。

市民生活部の組織機構並びに職員の紹介をさせていただきます。

厚生文教委員会関係行政機構図の3ページと4ページを御覧願います。

まず、組織機構につきましては、市民室、保険年金室、くらしサポート課の2室1課体制で、職員総数は94人でございます。

続きまして、課長級以上の職員を紹介させていただきます。

(職員紹介)

○浜田千秋委員長 子育て健康部長。

○藤原一也子育て健康部長 子育て健康部長の藤原です。

子育て健康部の組織機構及び職員の紹介をさせていただきます。

厚生文教委員会関係行政機構図の5ページから6ページをお願いいたします。

まず、組織機構でございますが子育て支援室、健康づくり推進室の2室体制で職員数は64人です。

次に、課長級以上の職員を紹介させていただきます。

【速報版】校正前原稿のため公式な記録ではありません。

(職員紹介)

○浜田千秋委員長 教育・こども部長。

○東 直樹教育・こども部長 教育・こども部長の東です。

続きまして、教育・こども部を紹介させていただきます。

行政機構図の7ページから9ページでございます。

まず、組織機構につきましては、教育総務課、学校園管理室、学校教育室、こども未来室の1課3室体制でありまして、和泉市立の小学校20校、中学校9校、義務教育学校1校、幼稚園2園、保育所9園を所管しております。なお、職員数は和泉市立学校の調理員、用務員、和泉市立幼稚園・保育所の職員を合わせまして総数304人です。

次に、課長級以上の職員を紹介させていただきます。

(職員紹介)

○浜田千秋委員長 辻部長。

○辻 公伸教育次長兼生涯学習部長 生涯学習部長の辻です。

生涯学習部の組織機構と職員を紹介させていただきます。

行政機構図の10ページをお願いいたします。

まず、組織機構につきましては、生涯学習推進室、文化遺産活用課、久保惣記念美術館の1室1課1館体制で、職員数は38名です。

次に、課長級以上の職員を紹介いたします。

(職員紹介)

○浜田千秋委員長 組織機構説明及び職員紹介が終わりました。

ここで、この後の案件に関係しない次長級以下の職員の方については退席願います。

恐れ入りますが、しばらくお待ちください。



◎委員会審査

○浜田千秋委員長 それでは、議事に入ります。

本日の案件は、お手元に御配付の議事日程表のとおり、過日の本会議で本委員会に付託されました議案の審査をお願いいたします。

なお、理事者の方に申し上げます。発言の際には、必ず委員長の許可を得た後に、職、氏

名を述べ、答弁願います。



◎議案第59号 大阪府後期高齢者医療広域連合規約の変更に関する協議について

○浜田千秋委員長 議事第1、議案第59号 大阪府後期高齢者医療広域連合規約の変更に関する協議についてを議題といたします。

議案の説明を願います。

立花市民生活部長。

○立花達也市民生活部長 市民生活部長の立花です。

さきに御上程いただき、本委員会に付託されました議案第59号 大阪府後期高齢者医療広域連合規約の変更に関する協議について、提案理由並びにその内容を御説明申し上げます。

議案書69ページを御覧ください。

まず、提案理由でございますが、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律により、被保険者証が廃止されることに伴う規定の変更を行うほか、所要の規定の整備を行おうとするもので、大阪府後期高齢者医療広域連合規約の変更について議会の議決を求めるものでございます。

次に、その内容でございますが、70ページを御覧ください。

市町村の事務を規定する別表第1中の「被保険者証及び被保険者資格証明書」を「資格確認書等」に改めるものでございます。

続きまして、別表第2の備考1及び2でございますが、平成24年7月9日に外国人登録法が廃止され、所要の文言の整理を行うもので、「及び外国人登録原票」を削るものでございます。

最後に、附則でございますが、この規約は令和6年12月2日から施行するものでございます。

以上、議案第59号の説明とさせていただきます。何とぞよろしく御審査の上、原案どおり御可決賜りますようお願い申し上げます。

以上です。

○浜田千秋委員長 議案の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

【速報版】校正前原稿のため公式な記録ではありません。

質疑の発言はありませんか。

原委員。

○原 重樹委員 共産党の原です。

今の説明にもありましたし、70ページの新旧対照表を見たら、「被保険者証及び被保険者資格証明書の引渡し」が、いわゆる「資格確認書等の引渡し」に変わるということにはなるんですけども、これは改めて確認なんですけども、いわゆる保険証がなくなるということだと思いますが、そういうものでよろしいでしょうか、確認です。

○浜田千秋委員長 関戸課長。

○関戸美保市民生活部保険年金室年金・高齢者医療担当課長 年金・高齢者医療担当課長の関戸です。

12月2日から現行の被保険者証は発行されなくなります。

以上です。

○浜田千秋委員長 原委員。

○原 重樹委員 ということ、全国的にも問題になってるものなんですけど、それでは、この資格確認書、いわゆる保険証やなくて資格確認書になるということなんですけども、これは全員に、いわゆる市のほうから職権でといいますか、市のほうから発行していくということになるのか、あるいは一時期いろいろ問題も出ました、申請しないと出さないと。これはどちらでしょうか、どういうふうになるんでしょうか。

○浜田千秋委員長 関戸課長。

○関戸美保市民生活部保険年金室年金・高齢者医療担当課長 年金・高齢者医療担当課長の関戸です。

12月2日以降、被保険者証は資格確認書に変わりますが、現行の被保険者証の有効期限が令和7年7月31日となっておりますので、そちらをお持ちの方は引き続き有効期限までお使いいただくことができます。

そして、12月2日以降に75歳到達等による新規加入者、券面情報に変更が生じた者及び被保険者証の紛失等に伴い再交付を申請する者については、マイナ保険証の保有状況にかかわらず、全員に資格確認書の職権交付を行うということが、令和6年9月26日付、厚生労働省事務連絡により示されました。ただし、この運用は令和7年8月の年次更新までの間の暫定的な運用ということで、それ以降の運用については、現在は未定です。

以上です。

【速報版】校正前原稿のため公式な記録ではありません。

○浜田千秋委員長 原委員。

○原 重樹委員 今回の説明によると、今送られているいわゆる保険証は使えますよということですよ。12月2日以降、新たに入ってきたり、いろんな事情で保険証と申しますか、それを取る人は発行しませんということで、あと、いわゆる資格確認書については、とにかく発行はするんだけど、これはもう暫定的なものやということで、先ほどもありましたけど、全員に資格確認書をいわゆる職権で交付するというのも、9月26日、ついこの間の厚労省あたりの通達ということにはなると思うんですけども、事務をしてる方からしたら大変状況的にはあれですけども、正直、来年度が、今ある保険証というのは7月31日までですかね、ということで、それまでは使えるけどもということなんですけども、暫定ですから今後いろんなことが変わってくるでしょうけど、来年度どうなってくるだろうといったら未定で分からないというふうになってますので、これ来年度が物すごく混乱するし大変だろうなという気はします。その辺は、そういうふうにして、現状として伺っておきたいというふうに思います。

ちょっと、その最後ですけども、マイナ保険証のひもづけというのは何%ぐらいされてるか。もう数字で結構ですので、お聞かせください。

○浜田千秋委員長 関戸課長。

○関戸美保市民生活部保険年金室年金・高齢者医療担当課長 年金・高齢者医療担当課長の関戸です。

マイナ保険証のひもづけ率は、令和6年7月16日現在で、被保険者数2万5,825人に対して1万4,611人がひもづけをしていますので、56.58%です。

以上です。

○浜田千秋委員長 原委員。

○原 重樹委員 56.58%ということなんですけども、大体カードそのものを持っている方が80%ぐらいはあると思うんですね、80.1%か何か。いわゆるカードですよ、マイナカードを持って、もちろんそのひもづけしてるかどうかというのはまた別問題ですけども、このひもづけしてる人らが、高齢者やからかなり少ないのか、あるいはいろいろ問題あってひもづけしてる人が少ないのかよく分かりませんが、今、高齢者のほうでは56.58%ということで、これ引き算すれば43.42%ですかね。その人らが、いわゆる持ってないということ、持ってないといえますか、ひもづけしてないということになるわけで、いわゆるマイナ保険証で云々というふうにはならないということにはなると思うんで、もうかなり想像してたよ

【速報版】校正前原稿のため公式な記録ではありません。

りもちょっと小さい言うたらおかしいです、数的には、いわゆる持ってない、ひもづけしてない人が多いというのが感想ですけども、それはそういうふうに思います。

取りあえず、質問としてはもうこれで終わります。

以上です。

○浜田千秋委員長 他にございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

他に質疑ないものと認め、質疑を終了いたします。

続いて討論を行います。

討論の発言はありませんか。

原委員。

○原 重樹委員 共産党の原です。

12月2日以降、保険証をなくすというもので、別に和泉市だけではなくて全国的な話ということにも当然なるんですけども、先ほども言いましたように、保険医団体からも新たな混乱が生じるのではないかというようなものもかなり言われてはおるようですけども、そういう状況からして来年度どうなるかというのは未定ということになっておりますけれども、このままではちょっと来年度ほんまに、取りあえず保険証は使えますけどね、来年度は大混乱をする可能性もあるということは指摘をしまして、もともとこうしたマイナンバーカードそのものを含めまして反対の立場ですので、この第59号にも反対をいたします。

以上です。

○浜田千秋委員長 他にございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

他にないものと認め、討論を終了いたします。

反対意見がありますので、これより起立により採決いたします。

議案第59号を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数であります。

よって、議案第59号は原案のとおり可決されました。



【速報版】校正前原稿のため公式な記録ではありません。

◎議案第60号 和泉市地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について

○浜田千秋委員長 議事第2、議案第60号 和泉市地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

議案の説明を願います。

西川福祉部長。

○西川加恵福祉部長 福祉部長の西川です。

さきに御上程いただき、本委員会に付託されました議案第60号 和泉市地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定につきまして、提案理由及びその内容につきまして御説明申し上げます。

議案書73ページを御覧ください。

まず、提案の理由でございますが、介護保険法施行規則に規定する地域包括支援センターの職員の配置基準が緩和されたため、規定の改正を行うほか、所要の整備を行うものでございます。

次に、改正の内容でございますが、74ページ以降の新旧対照表に基づきまして御説明申し上げます。

まず、第4条第1項では、地域包括支援センターに配置すべき職員数は担当区域の65歳以上の高齢者人口3,000人以上6,000人未満ごとに3専門職種をそれぞれ常勤で1名ずつ配置することになっておりましたが、常勤換算法による職員配置を可能とすること。

次に、第2項を新たに加え、個々の地域包括支援センターで配置基準人数を満たすことができない場合でも2職種の常勤職員を配置しており、市全体で必要な職員数を満たしておれば配置基準を満たすとするものです。

第3項につきましては、第2項を加えたことの項ずれに対応するものです。

それぞれ地域包括支援センター運営協議会が必要と認めた場合に限りませんが、専門職の人材確保が困難となっている状況を踏まえ、より柔軟に地域包括支援センターの運営を行うことができるよう基準を定めるものです。

最後に、附則でございますが、この条例は公布の日から施行するものでございます。

以上、誠に簡単ではございますが、議案第60号 和泉市地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について、提案の理由及びその内容についての説明を終わります。よろしく御審査の上、原案どおり御可決賜ります

【速報版】校正前原稿のため公式な記録ではありません。

ようよろしくお願ひ申し上げます。

以上です。

○浜田千秋委員長 議案の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑の発言はありませんか。

原委員。

○原 重樹委員 簡単に伺いますけれども、この改正の理由のところに配置基準が緩和されたことによりみたいなことで書かれていますけれども、ちょっと気にはなりますが、そこでお伺いしたいんですが、和泉市は多分4か所やと思いますけれども、包括支援センターのちょっと数も含めて、また現時点、改正されたあれじゃなくて、現時点で地域包括支援センターの職員配置基準というのは満たしておるのかどうか。ちょっとその辺を説明願います。

○浜田千秋委員長 田山課長。

○田山武司福祉部高齢介護室高齢支援担当課長 高齢支援担当課長の田山です。

和泉市では4か所の地域包括支援センターがあり、高齢者人口から計算すると1か所につき5名から7名の専門職が必要になります。10月時点で各地域包括支援センターにそれぞれ7名の専門職を配置しておりますので、改正前の基準に照らしても配置基準を満たしていることとなります。

以上です。

○浜田千秋委員長 原委員。

○原 重樹委員 ありがとうございます。

次に、先ほど4か所の話をしましたけど、今回のこういう職員の配置の緩和措置というのは、これは全国的に見ればかなりやっぱりこういう専門職が足りないから、こういう、簡単に言えば1人が8時間働くんじゃなくて、非常勤で4時間、4時間でもええよとか、そういう意味も含めての配置基準ということにはなってるんだとは思いますが、まずその和泉市の基本的な点で、4か所の包括支援センターというのは、実際には少な過ぎるというふうには私は思いますけれども、今後の考え方として包括支援センター自体を簡単に言えば増やしていくと、人数のあれからしたらいけますよということだと思はれますけれども、そういう考えはないのかどうか、最後にお聞かせを願います。

○浜田千秋委員長 田山課長。

○田山武司福祉部高齢介護室高齢支援担当課長 高齢支援担当課長の田山です。

【速報版】校正前原稿のため公式な記録ではありません。

今後、基準を満たさなくなった場合ですが、現時点では地域包括支援センター自体は増やすことなく、人員を増やすことで基準を満たしていこうと考えておりますが、今後の社会状況に応じて柔軟に検討していきたいと考えております。

以上です。

○浜田千秋委員長 他にございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

他に質疑ないものと認め、質疑を終了いたします。

続いて討論を行います。

討論の発言はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

別になしものと認め、討論を終了いたします。

これより採決をいたします。

議案第60号を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認めます。

よって、議案第60号は原案のとおり可決されました。



◎議案第61号 和泉市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について

○浜田千秋委員長 議事第3、議案第61号 和泉市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

議案の説明を願います。

立花市民生活部長。

○立花達也市民生活部長 市民生活部長の立花です。

さきに御上程いただき、本委員会に付託されました議案第61号 和泉市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について、提案理由並びにその内容を御説明申し上げます。

議案書77ページを御覧ください。

まず、提案理由でございますが、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律により、被保険者証が廃止されることに伴う規定

【速報版】校正前原稿のため公式な記録ではありません。

の改正を行うほか、所要の規定の整備を行おうとするものでございます。

次に、その内容でございますが、78ページを御覧ください。

まず、第25条は、保険料の徴収猶予について、急患等として保険医療機関または保険薬局を受診した被保険者に係る保険料の納付は、資力の活用が可能となるまでの期間として最長1年徴収猶予できるよう改めるものでございます。

次に、第30条は、被保険者証の廃止に伴い、被保険者証の返還に関する罰則規定を削除するとともに、国民健康保険法の一部改正に伴う項ずれの規定整備を行うものでございます。

最後に、79ページの附則でございますが、第1項は施行期日といたしまして、この条例は令和6年12月2日から施行するものでございます。

また、第2項及び第3項は経過措置でございますが、第2項は、改正後の条例第25条の規定は、令和6年度分の保険料のうち令和6年12月以降の期間に係るもの及び令和7年度以降の年度分の保険料について適用し、令和6年度分の保険料のうち令和6年11月以前の期間に係るもの及び令和5年度分までの保険料については、なお従前の例によるものとするものでございます。

また、第3項は、令和6年12月1日以前に被保険者証の返還に応じなかった場合及び令和6年12月2日以降において既に交付されている被保険者証の返還に応じなかった場合における罰則の適用については、なお従前の例とするものでございます。

以上、議案第61号 和泉市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定についての説明とさせていただきます。何とぞよろしく御審査の上、原案どおり御可決賜りますようお願い申し上げます。

以上です。

○**浜田千秋委員長** 議案の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑の発言はありますか。

末下委員。

○**末下広幸委員** 公明党の末下でございます。よろしくお願いたします。

初めに、第30条の改正につきまして、被保険者証の廃止による国民健康保険法の一部改正に伴うものですが、削除される同法の第9条第3項及び第4項の規定の内容と改正により何か影響があればお教え願いたいと思います。

○**浜田千秋委員長** 池辺課長。

【速報版】校正前原稿のため公式な記録ではありません。

○池辺 恵市民生活部保険年金室国民健康保険担当課長 国民健康保険担当課長の池辺です。

国民健康保険料を災害その他特別な事情がなく一定の期間滞納している世帯主に対し、被保険者証の返還を求めることが規定されています。

規定の削除による影響につきましては、保険料の支払いが困難な世帯との接触の機会が減ることにより、保険料収納額の減少が見込まれます。

以上です。

○浜田千秋委員長 末下委員。

○末下広幸委員 ありがとうございます。

保険料の支払いが困難な世帯との接触の機会が減少するとのことですが、今後の対策はどうなるのかお尋ねしたいと思います。

○浜田千秋委員長 池辺課長。

○池辺 恵市民生活部保険年金室国民健康保険担当課長 国民健康保険担当課長の池辺です。

これまでどおりコールセンター及び職員からの架電、催告書等の送付を継続するとともに、厚生労働省からの通知に基づき納付勧奨通知を送付するなど、納付相談の機会を確保してまいります。

以上です。

○浜田千秋委員長 末下委員。

○末下広幸委員 ありがとうございます。

では、最後に12月2日で現行の健康保険証が廃止され、マイナ保険証を基本とする仕組みに移行していくこととなりますが、マイナンバーカードを健康保険証として利用するためには、登録、いわゆるひもづけをする必要があると思います。マイナ保険証を勧奨するに当たり、ひもづけされてない方々に対してはどのような周知や支援を行っていくのか、お尋ねしたいと思います。

○浜田千秋委員長 池辺課長。

○池辺 恵市民生活部保険年金室国民健康保険担当課長 国民健康保険担当課長の池辺です。

マイナ保険証の勧奨につきましては、広報、ホームページや被保険者証更新時に同封するチラシでの周知のほか、限度額適用認定書の申請の機会に周知を図っています。

また、市役所市民室及び和泉シティプラザ出張所の窓口において端末を設置し、マイナンバーカードの健康保険証の利用登録のサポートを実施しています。

以上です。

【速報版】校正前原稿のため公式な記録ではありません。

○浜田千秋委員長 末下委員。

○末下広幸委員 分かりました。ありがとうございます。

意見として最後言わせていただきますけども、マイナ保険証を持っていない方もまだ多くいらっしゃると思いますので、どうか引き続き市民の皆様への周知を図るとともに、サポートの実施、丁寧な説明に努めていただきたいと思います。

また、国民健康保険には高齢者や低所得者層の方が多く加入されておりますので、昨今の物価高騰の影響なども考慮し、前年度の収入の3割減、減った方の世帯には減免制度等もございまして、私のほうにも御相談があり、苦しんでいる方に本当に寄り添っていただいて喜んでおられる声もお聞きしておりますので、どうか実態把握に努め、市民に寄り添ったきめ細かな対応をお願いしたいと思ひまして、質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

○浜田千秋委員長 他にございませんか。

原委員。

○原 重樹委員 共産党の原です。多少重複するところもありますが、改めて聞かせてもらいたいというふうに思います。

この改正なんですけれども、78ページの新旧対照表を見たら分かりますけども、第25条と第30条なんですよね、改正はね。多少附則やらいろんなところにありますけども、改めて確認をしておきたいんですけれども、後期高齢者のほうはストレートに条文で出てくるんで分かりましたけどもね、ということもあるんで、これはいわゆる保険証の廃止をしていくんですよということの改正ということによろしいんでしょうか。その点だけ先にお答えください。

○浜田千秋委員長 池辺課長。

○池辺 恵市民生活部保険年金室国民健康保険担当課長 国民健康保険担当課長の池辺です。

今回の改正につきましては、国民健康保険の改正に伴う変更を行おうとするものです。

以上です。

○浜田千秋委員長 原委員。

○原 重樹委員 改正を行おうとするものというのは分かるんですけども、12月2日以降、被保険者証というのはもう発行されなくなるということですよ。それでいいんですか。

○浜田千秋委員長 池辺課長。

○池辺 恵市民生活部保険年金室国民健康保険担当課長 国民健康保険担当の池辺です。

御指摘のとおり、12月2日から被保険者証は発行されなくなります。

以上です。

○浜田千秋委員長 原委員。

○原 重樹委員 専門用語もありますけど、要するにそういうことの改正だということで理解をした上で質問をしますけども、まず2つ目に、12月2日以降廃止ということになるんですけども、先ほどの後期高齢者もそうでしたけれども、国保のほうの保険証も送られてきたばかりですよ、簡単に言うと。これについては1年間使用できるというふうに聞いてますけども、今の送られてきてる保険証の有効期限というのはいつまでということになるんでしょうか。

○浜田千秋委員長 池辺課長。

○池辺 恵市民生活部保険年金室国民健康保険担当課長 国民健康保険担当課長の池辺です。

令和6年10月に一斉更新した国民健康保険被保険者証の有効期限は令和7年10月31日です。
以上です。

○浜田千秋委員長 原委員。

○原 重樹委員 ということは、来年の10月31日ということですから、1年間今の送られてきてる保険証で使えますよというふうに、それはもうそういうふうに理解をしておきたいと。

ただし、12月2日以降新たに保険証を取りに来られるといたしますか、いろいろ事情があつて取りに来られる方については発行はしませんということだというふうに思うんですけども、これは先ほどもちょっと聞かせてもらいましたけど、国保のほうでは保険証が資格確認書に変わるということなんですけれども、これは12月2日以降ですよ、全員に職権で交付するものなのか、あるいは先ほど言いました申請しないと交付されないものなのか、どちらでしょうか。

○浜田千秋委員長 池辺課長。

○池辺 恵市民生活部保険年金室国民健康保険担当課長 国民健康保険担当課長の池辺です。

マイナ保険証を保有していない被保険者には、従来の被保険者証に代わるものとして資格確認書を職権により交付します。マイナ保険証を保有している被保険者には、御自身の健康保険情報を簡易に確認できるよう資格情報のお知らせを交付しますが、申請により資格確認書を交付することが可能です。

以上です。

○浜田千秋委員長 原委員。

○原 重樹委員 ちょっとややこしいんであれですけども、もともとカードを持ってない人、

【速報版】校正前原稿のため公式な記録ではありません。

あるいはひもづけしてない人がおると思うんですけども、そういう人については、資格確認書はもう職権でといいますか、市のほうが、簡単に言ったら今までの保険証と同じように送りますよというか、交付しますよということだと思いますけれども、逆にややこしいのが、マイナ保険証を持ってるほうの人ですよ、今の説明からすると。

持ってるほうの人には、これは最後に申請によって資格確認書も出しますよというふうになっとなんですけども、その前に資格情報のお知らせを交付するというふうに言われておりますので、その辺はちょっとややこしいんですけども、その前に、いわゆるマイナ保険証を、実際にこれは持ってる被保険者の話ばかりしますけども、逆にそれを受ける医療機関のほうですね。このマイナ保険証を、普通で言えばもう100%そんなんされてるやろうという発想はあるんですけども、マイナ保険証の対応状況というのは、医療機関のほうはどうなってるのか、分かれば教えてください。

○浜田千秋委員長 池辺課長。

○池辺 恵市民生活部保険年金室国民健康保険担当課長 国民健康保険担当課長の池辺です。

厚生労働省のデータによりますと、令和6年8月現在、大阪府内の医療機関等の90.6%でマイナ保険証が利用することができます。

なお、マイナ保険証に対応していない医療機関等では、マイナンバーカードと資格情報のお知らせを窓口で提示することで保険診療を受けることができます。

以上です。

○浜田千秋委員長 原委員。

○原 重樹委員 分かりましたといいますか、マイナ保険証で、これは大阪府内のやつやから和泉市内がどうなってるかという問題はありますけども、要するに、それを受けるほうの医療機関が90件、これ薬局も入ってると思うんで、いわゆるマイナ保険証を持っていてもそれを読み取ってくれないといいますか、読み取る体制がないというのが1割ぐらいあるということですよ、今の90.何%ということからしますと。だから、そこにはいわゆるマイナ保険証と簡単に言えば資格情報のお知らせですか。それを一緒に持って行って、マイナ保険証はよう読み取らんわけですから、そこに情報が書いてあるんでしょうけども、それでということ、かえってマイナ保険証を持ってる人のほうがややこしいな、取りあえずということにはなるんですけどもね。そういう状況でやっていくということになると思います。

あと、資格確認書は申請によってマイナ保険証を持ってる方も発行できますよということにはなってるようですけど、例えばこういうことがあるんですよ、前も問題にしましたけ

【速報版】校正前原稿のため公式な記録ではありません。

ども、お年寄りの施設やああいうところというのは保険証を預かっというんで、何かあったらあかんからとかいうことで。しかし、マイナ保険証にされると、それ自体を預かるというのは施設側からすると非常に責任が重くなるし、大変やということであって来てると思うんですけども、取りあえずは保険証を発行されて1年間はいけるということになってますから、取りあえずはあれでしょうけども、これマイナ保険証ということ、そういう施設が簡単に言うたら入所されてる方とか、施設とか、そういうところが申請すれば、結局この資格確認書もできますよという理解だと思いますので、その辺は手続も含めて面倒くさい話ですけどね。そういうこともできるんだろうなという気はします。もし間違ったら指摘してください。

それで、もう最後にしますけども、マイナ保険証の先ほどもちょっと出てましたけど、ひもづけ率って教えていただけますか。

○浜田千秋委員長 池辺課長。

○池辺 恵市民生活部保険年金室国民健康保険担当課長 国民健康保険担当課長の池辺です。

令和6年7月現在、被保険者数3万2,840人のうち1万8,721人がひもづけされており、ひもづけ率は57.01%です。

以上です。

○浜田千秋委員長 原委員。

○原 重樹委員 これはもう数字聞いただけなんで、そういうふうにおきますけれども、これも被保険者、いわゆる保険証を有してる方ですけども、被保険者の約43%ですね。半分近くが結局ひもづけされてないといいますか持ってないという状況だということは、確認しておきたいというふうに思います。

以上で質問は終わります。

○浜田千秋委員長 他にございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

他に質疑ないものと認め、質疑を終了いたします。

続いて討論を行います。

討論の発言はありませんか。

原委員。

○原 重樹委員 共産党の原です。

この第61号、国保の条例改正の問題も先ほどの第59号と同様なんですけれども、取りあえ

【速報版】校正前原稿のため公式な記録ではありません。

ずは、1年間はもう既に保険証が発行されて使えるという状況になってますけど、一つはもう来年大混乱するだろうなという気がいたします。同時に、ちょっと後期高齢者と違うという点からいたしますと、新たにマイナンバーカードといたしますかマイナ保険証を持つての方々には、資格情報のお知らせというのやるなど、かえってまた、要するにややこしくなるといことはあるかと思はれますけども、来年に向けてまたいろんな制度が厚労省あたり変えてくる可能性は十分ありますけども、もともとこうしたマイナンバーカードあるいはマイナ保険証等々はやっぱりするべきでないといはますか、廃止するというのが当たり前だといふうに思はますので、私は本議案にも反対をいたします。

以上です。

○浜田千秋委員長 他にございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

他にないものと認め、討論を終了いたします。

反対意見がありますので、これより起立により採決いたします。

議案第61号を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数であります。

よって、議案第61号は原案のとおり可決されました。



◎議案第62号 和泉市立小学校、中学校及び義務教育学校設置条例の一部を改正する条例制定
について

○浜田千秋委員長 議事4、議案第62号 和泉市立小学校、中学校及び義務教育学校設置条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

議案の説明を願います。

上田教育指導監。

○上田茂幸教育・こども部教育指導監 教育指導監の上田です。

さきに御上程いただき、本委員会に付託されました議案第62号 和泉市立小学校、中学校及び義務教育学校設置条例の一部を改正する条例制定について、提案の理由並びにその内容について御説明申し上げます。

【速報版】校正前原稿のため公式な記録ではありません。

議案書80ページを御覧ください。

まず、提案理由でございますが、学校規模の適正化及び小中一貫教育推進の観点から、義務教育学校を新設し、横山小学校及び南横山小学校並びに槇尾中学校新設校に統合しようとするものでございます。

次に、その内容でございますが、81ページから82ページの新旧対照表を御覧ください。

第1条中、横山小学校、南横山小学校を削るとともに、第2条中、槇尾中学校を削ります。また、第3条中、和泉市立南松尾はつが野学園の次に、槇尾学園、仏並町207番地の1を追加いたします。

最後に、本条例改正の施行期日でございますが、槇尾学園の開校日である令和7年4月1日から施行しようとするものでございます。

以上、誠に簡単ではございますが、議案第62号 和泉市立小学校、中学校及び義務教育学校設置条例の一部を改正する条例制定についての説明とさせていただきます。何とぞよろしく御審査の上、御可決賜りますようお願い申し上げます。

以上です。

○浜田千秋委員長 議案の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑の発言はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

別に質疑ないものと認め、質疑を終了いたします。

続いて討論を行います。

討論の発言はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

別にないものと認め、討論を終了いたします。

これより採決をいたします。

議案第62号を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認めます。

よって、議案第62号は原案のとおり可決されました。



【速報版】校正前原稿のため公式な記録ではありません。

◎議案第63号 令和6年度和泉市一般会計補正予算（第4号）〈厚生文教所管分〉

○浜田千秋委員長 議事第5、議案第63号 令和6年度和泉市一般会計補正予算（第4号）の本委員会所管部分を議題といたします。

なお、本件に対する議案の説明は本会議の提案理由の際に既に終わっておりますが、補足資料について理事者から説明の申出がありましたので、これを許可いたします。

橋本課長。

○橋本吉人生涯学習部生涯学習推進室生涯学習担当課長 生涯学習担当課長の橋本でございます。

議案第63号 令和6年度和泉市一般会計補正予算（第4号）について、本日配付をしております補足資料を用いて御説明させていただいてよろしいでしょうか。

○浜田千秋委員長 どうぞ。

○橋本吉人生涯学習部生涯学習推進室生涯学習担当課長 ありがとうございます。

それでは、補正予算説明書、和泉市立青少年の家改修設計委託料を御覧ください。

補正内容の詳細について御説明させていただきます。

1、補正金額ですが、734万4,000円でございます。

2、補正理由でございますが、本施設については、利用者増加や老朽化対策等を目的としたリニューアルオープンに向けて、現在、改修に係る実施設計業務に着手しております。

本施設は湧水ろ過により施設内で使用する水を確保しておりますが、本年度において湧水の減少等によって施設内で使用する水が不足する問題が複数回発生していることから、リニューアル後も安定的に施設運営を行うため、現在着手をしている実施設計業務において、新たな給水方法の検討を行う必要がございます。

つきましては、当該実施設計業務については委託契約期間が令和6年9月末日までとなっており、給水方法の検討を行うためには、現行の委託契約期間を延長するとともに、設計委託料の増額が必要となることから補正予算を計上するものでございます。

3、改修設計業務スケジュールでございますが、令和6年9月に1回目の変更委託契約の締結をいたしました。

変更内容は、契約期間を令和6年9月末日までとしておりましたが、令和6年11月末日まで契約期間を延長するものでございます。変更理由は、後ほど詳細を御説明させていただきますが、事業費が当初の想定よりも増大しており、事業内容を精査する必要があること、また、

【速報版】校正前原稿のため公式な記録ではありません。

施設内で使用する水が不足する問題に対応すべく、給水方法の検討を行う必要があるためでございます。なお、変更委託契約締結に伴う設計委託料の増額はございません。

続いて、令和6年11月に2回目の変更委託契約の締結を予定しております。変更内容は、契約期間を令和6年11月末までとしておりましたが、令和7年3月末まで契約期間を延長するものでございます。変更理由は給水方法の検討を行う必要があるためでございます。

なお、本業務により734万4,000円の設計委託料の増額を予定しています。

今後のスケジュールについては、令和7年3月に実施設計業務の完了を予定しています。変更契約を2段階としている理由は、設計期間の空白が生まれないようにするため、1回目の変更委託契約の締結は、委託料の増額なしで契約期間の延長を行うものでございます。

その後、10月31日の補正予算議決後に、委託料の増額及び契約期間の延長に係る2回目の変更委託契約を締結しようとするものでございます。

4、補正内容でございますが、青少年の家・榎尾山森林浴コース管理運営事業の12委託料で、令和6年度予算1,875万3,000円に補正金額734万4,000円を加えた2,609万7,000円を支出予定です。

続いて、和泉市立青少年の家改修事業の現在の状況について御説明させていただきます。

1、概算事業費でございますが、現在、実施設計途中ではありますが、令和6年10月現在で約6億3,000万円を見込んでおります。令和5年8月策定の施設活性化改修計画では約4億7,000万円となっており、それと比較して約1億6,000万円の増額でございます。増額要因としましては、1点目に工事費の上昇によるもので、建築部分でプラス25.3%、設備部分でプラス18.3%の物価上昇率となっており、全体で約1億1,000万円の上昇を見込んでおります。

2点目に、施設内の配置変更等に伴う増額によるもので、利用者の増加を図るためのサウナや日帰り入浴の導入に際し、公衆浴場法等の要件を満たすため、サウナの目隠しのための塀の設置や脱衣場を広げるための建物内の配置変更等が必要となり、約5,000万円の上昇を見込んでおります。

2、事業スケジュールでございますが、設計期間の延長及び工事費の予算要求時期の変更に伴い、事業スケジュールの見直しを行います。

1、設計期間の延長については、先ほども御説明のとおり、新たな給水方法の検討が必要となったことを受けて、基本・実施設計の履行期間を令和6年9月末までから令和7年3月末まで延長するものでございます。

【速報版】校正前原稿のため公式な記録ではありません。

2、工事費の予算要求時期の変更については、国のデジタル田園都市国家構想交付金の活用をめざしているところですが、事業費が当初の想定以上に増額していることを受けて、財源確保を確定した上で事業を進めようとするもので、当初の国の交付金の申請と並行して工事の予算措置を行うスケジュールから、国の交付金内示後に工事費の予算措置を行うスケジュールに変更を行うものでございます。

具体的には、事業スケジュールの表にお示しするとおり、令和7年3月の交付金の内示後、令和7年7月に工事費の予算計上を行い、1年間の工事期間を経て令和9年4月のオープンをめざすもので、当初予定をしておりました令和8年6月のオープンより10か月後ろ倒しとなります。

議案第63号 令和6年度和泉市一般会計補正予算（第4号）の説明を終わらせていただきます。御審議賜りますようお願いを申し上げます。

○浜田千秋委員長 説明が終わりました。

質疑の発言はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

別に質疑ないものと認め、質疑を終了いたします。

続いて討論を行います。

討論の発言はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

別にないものと認め、討論を終了いたします。

これより採決をいたします。

議案第63号の本委員会所管部分を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないものと認めます。

よって、議案第63号の本委員会所管部分は原案のとおり可決されました。



◎議案第64号 令和6年度和泉市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）

○浜田千秋委員長 議事第6、議案第64号 令和6年度和泉市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

【速報版】 校正前原稿のため公式な記録ではありません。

なお、本件に対する議案の説明は本会議の提案理由の際に既に終わっておりますので、これを省略し、直ちに質疑に入ります。

質疑の発言はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

別に質疑ないものと認め、質疑を終了いたします。

続いて討論を行います。

討論の発言はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

別にないものと認め、討論を終了いたします。

これより採決をいたします。

議案第64号を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認めます。

よって、議案第64号は原案のとおり可決されました。



◎議案第65号 令和6年度和泉市介護保険事業特別会計補正予算(第1号)

○浜田千秋委員長 議事第7、議案第65号 令和6年度和泉市介護保険事業特別会計補正予算(第1号)を議題といたします。

なお、本件に対する議案の説明も本会議の提案理由の際に既に終わっておりますので、これを省略し、直ちに質疑に入ります。

質疑の発言はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

別に質疑ないものと認め、質疑を終了いたします。

続いて討論を行います。

討論の発言はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

別にないものと認め、討論を終了いたします。

これより採決をいたします。

【速報版】校正前原稿のため公式な記録ではありません。

議案第65号を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認めます。

よって、議案第65号は原案のとおり可決されました。



◎閉会宣言

○浜田千秋委員長 以上で、本委員会に付託されました案件の審査は全て終了いたしました。

なお、委員長報告の作成については、私に御一任願いたいと思います。

以上で、厚生文教委員会を閉会いたします。ありがとうございました。

(午前11時05分閉会)



会議のてんまつを記載し、その相違ないことを証するためにここに署名する。

委員長 浜 田 千 秋